

平成21年度不動産広告の違反事例

社団法人 首都圏不動産公正取引協議会 事務局次長 齊藤 卓

当協議会は、不動産広告を行う場合のルールである「不動産の表示に関する公正競争規約」（表示規約）及び不動産の取引に付随して景品類を提供する場合のルールである「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（景品規約）の二つの規約を運用しており、常時、不当表示等を未然に防止するため、広告表示・景品企画に対する相談に対処し、指導を行うほか、不当表示等の疑いのある広告表示を調査し、規約違反が認められる事業者に対しては、必要な措置を講じている。

これらの現行規約は、不動産業界が自主的に定め、不当景品類及び不当表示防止法第11条の規定に基づき、表示規約は昭和38年に、景品規約は昭和58年に、それぞれ公正取引委員会の認定を受けたものが原型となっている。

当協議会は、平成21年度において、2,572物

件を調査し（表1）、規約に違反する疑いのある事案に対する措置等の処理件数は296件である（表2）。

規約違反の内容を勘案して、重大な違反に対しては、嚴重警告を行い違約金を課徴している。21年度は54件に対して嚴重警告・違約金の措置を講じた。

以下、これらの事案の中から規約違反の具体的な内容を説明する。

【表1】 平成21年度調査対象物件数

物件種別	調査物件数
賃貸住宅	894
中古住宅・新築住宅	683
売地	602
中古マンション	118
分譲宅地	118
新築分譲住宅	106
新築分譲マンション	48
現況有姿分譲地	3
合 計	2,572

【表2】 平成21年度事案処理件数

区 分	措置内容	表示規約 違反	景品規約 違反	表示・景品 両規約違反
加 盟 事業者	嚴重警告・違約金	54		
	嚴重警告	2		
	警告等	230	1	2
	不問	4		
	会員団体に通知	0		
非加盟 事業者	改善要請等	3		
	小 計	293	1	2
	合 計		296	

I 広告表示の開始時期の制限の違反事例

表示規約では、宅地の造成工事又は建築工事の完了前の物件（未着工も含む）を広告する場合には、宅建業法33条で規定する許可等の処分があった後でなければならない旨規定している（第5条）。

次に記載の事例は、いずれも、建築工事完了前の新築住宅等を広告するに際して、単に、建築基準法第6条の確認（以下「建築確認」という。）を受けていないというだけでないから、「広告表示の開始時期の制限」の規定に違反し、かつ、不当表示にも該当するものである。

【A社の事例】

対象広告：駅周辺の路上に円錐形の保安器具（通称「ロードコーン」といわれる。）を置き、その両面にビラを貼付したもの

対象物件：新築住宅

違反事実

「新築戸建 3,880万円 4LDK+車3台」等と記載し、あたかも新築住宅として取引するかのように表示しているが、実際には、標記ビラの掲出期間において、建物の建築工事に際し必要とされる建築確認を受けておらず、しかも、この物件の売主はA社と専属専任媒介契約と結び、土地のみの売却（価格2380万円）をA社に依頼しているものであり、実際には、新築住宅として取引することはできない。

【B社の事例】

対象広告：新聞折込チラシ

対象物件：新築分譲住宅

違反事実

「新築一戸建 5,080万円より 今回販売／3棟 建築確認番号／第BVJ-Z09-〇〇-0

〇〇〇号他」等と記載するとともに建物の間取り図を掲載し、あたかも建物の建築工事に際し必要とされる建築確認を受けた新築分譲住宅を取引するかのように表示しているが、実際には、この建築確認番号は架空のものであって、全戸とも建築確認を受けておらず、新築分譲住宅として広告してはならない。

【C社の事例】

対象広告：電柱ビラ

対象物件：新築住宅

違反事実

「未公開新築戸建て 〇〇駅徒歩7分 4980万円 2階建て 4LDK+P 一級建築士と創る家 土地約30坪付き」等と記載しているが、C社は、X社から、この土地をX社が購入した場合には新築住宅として販売する計画があるとの情報を入手しただけで広告したものであり、建物の建築工事に際し必要とされる建築確認を受けておらず、新築住宅としては広告してはならないものであり、また、新築住宅として取引することもできないものである。

【D社の事例】

対象広告：自社ホームページ

対象物件：新築分譲住宅

違反事実

1 「〇〇市内の一戸建て・分譲住宅の事なら△△コート △△コートは、『良い物を安く』の方針に基づき、〇〇市内中心部にお求め安い価格にて分譲住宅を供給していきます。」と記載の上、「△△コート〇〇 土地面積：148㎡ 建物面積：86㎡ 価格（総額）：1,999万円【総額=土地+建物+外構工事】」、「モニター特別価格1,999万円」等と記載するとともに、建物のパースを掲載し、あたかも新築住宅として取引するか

のように表示しているが、建物の建築工事に際し必要とされる建築確認を受けておらず、しかも、この物件の売主は古家付きの売地として460万円で販売しているものを、勝手に「△△コート〇〇」との名称を付け、新築住宅を取引するものであるかのように広告したものであって、新築住宅として取引することはできない。

なお、「プラン販売につき間取り変更可!」、「建売ではありません。」と記載しているが、このような表示を行ったとしても、当該広告は、広告表示全体から新築住宅であると誤認するおそれがあると認められる。

- 2 「セット価格2,032万円 モニター特別価格1,999万円」等と記載しているが、実際には、モニター特別価格で購入するためには、D社が建物を完成後1か月間モデルハウスとして使用することが条件であるのに、その条件を記載していない。

※ D社は、当協議会の事情聴取に対し、「未完成の新築住宅については、建築確認を受けた後でなければ広告できないことは知っている。広告には、『プラン販売につき間取り変更可! 写真はモデルハウスです、建売ではありません。』と記載しており、あくまでも『売建』として広告したものであるから建築確認を受けずに広告できる。売建は、購入者から建物を受注した後、建物を建てる販売方式であり、土地は売主に紹介をして、建物はD社が請け負うというものである。」等と強く主張した。

しかしながら、「建売ではありません。」との記載があっても、広告表示全体をみた場合、広告上部に分譲住宅である旨、建物面積、土地建物価格の総額を記載しているとともに、建物パース等を掲載しているこ

と等から、一般消費者にとっては、当該広告表示を新築住宅のものであると誤認するおそれがあると認められるので、この主張は採用できない。

なお、D社が主張する「売建」とは、建築確認を受けずに、土地と建物をセットで販売するものであるから、この方法による広告表示こそが表示規約第5条の「広告表示の開始時期の制限」の規定に違反する行為であることは明らかである。

ちなみに、当協議会の措置に対しD社から、表示規約第27条の2の規定に基づき「異議の申立て」があったが、事情聴取の際と同様の主張を繰り返したものであって、追加の主張及び立証とは認められないため、この申立てを棄却した。

II 特定事項の明示義務の違反事例

表示規約では、一般消費者が通常予期することができない物件の地勢、形質、立地、環境等に関する事項又は取引の相手方に著しく不利な取引条件であって規則で定める事項については、これを表示しなければならない旨規定している（第13条）。

これら「特定事項の明示義務」の規定に違反して特定事項を明示しない場合は、不当表示にも該当するものである。

【E社の事例】

対象広告：新聞折込チラシ

対象物件：新築住宅

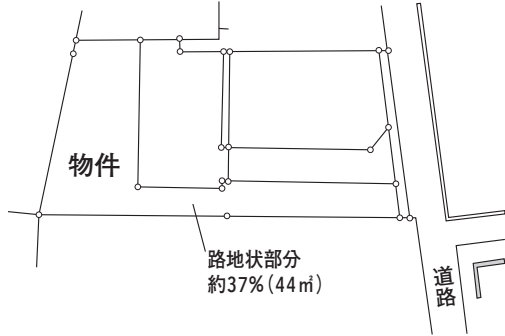
違反事実

1 新築住宅1について

「販売価格4,780万円 土地面積/117.00㎡ 建物面積/80.73㎡ 取引態様/仲介」等と記載するのみで、敷地面積117㎡の約37%（約44㎡）は路地状部分であるが、路

地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を記載していない（図1参照）。

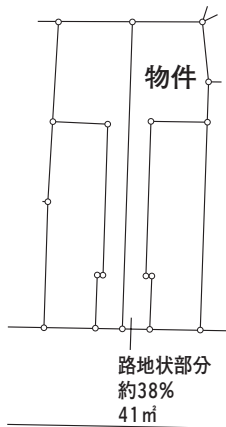
【図1】



2 新築住宅2について

「販売価格5,480万円 土地面積／107.46㎡ 建物面積／88.96㎡ 取引態様／仲介」等と記載するのみで、敷地面積107.46㎡の約38%（約41㎡）は路地状部分であるが、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を記載していない（図2参照）。

【図2】



【F社の事例】

対象広告：自社ホームページ

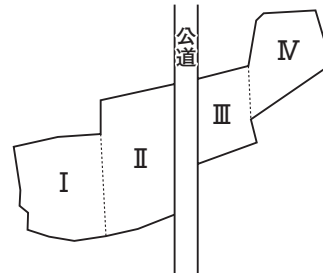
対象物件：売地

違反事実

「価格507万円（坪1万円） 広さ1,677㎡

（507.29坪） ○○駅から徒歩38分（3,000m）
地目畑 都市計画 調整 私道面積0㎡ 農地法の制限有り、非農家は仮登記」等と記載しているが、当該土地は、地盤面が4段に分かれ、更に道路により分断されており、一体の土地として利用できない土地であるが、その旨を記載していない（図3参照）。

【図3】



また、「広さ1,677㎡」と記載しているが、この面積には約70㎡の道路（公道）部分の面積が含まれており、実際の土地面積は約1,610㎡である。

さらに、「都市計画 調整」と記載するのみで、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません。」との定型文言を記載していない。

【G社の事例】

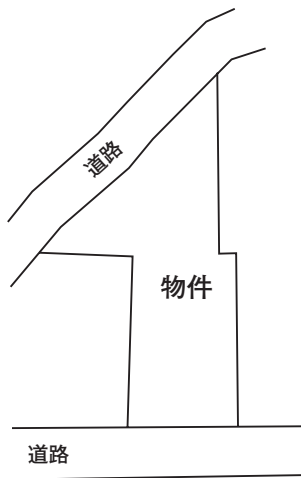
対象広告：新聞折込チラシ

対象物件：売地

違反事実

「売地 ○○駅徒歩15分 1,500万円 土地／239.60㎡（72.47坪） 地目／宅地 用途／第一種低層住居専用地域（60%／150%）」等と記載するのみで、土地の形状が、矢印型の著しい不整形画地に該当するものであるが、その旨を記載していない（図4参照）。

【図4】



【H社の事例】

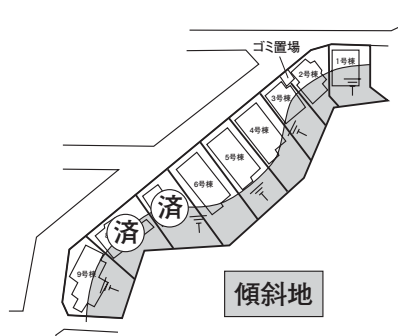
対象広告：自社ホームページ

対象物件：新築分譲住宅（販売戸数7戸）

違反事実

「新築分譲住宅 価格2,680万円～3,680万円 土地面積119.34㎡～175.23㎡ 建物面積75.73㎡～112.38㎡ 地目宅地 売主 海が望める眺望」等と記載しているが、販売戸数7戸は、敷地面積（119.34㎡から175.23㎡）の約36%（約45㎡）から約53%（約78㎡）が有効利用できない傾斜地部分であるが、傾斜地を含む旨及び傾斜地の割合又は面積を記載していない（図5参照）。

【図5】



Ⅲ 不当な価格表示の事例

【I社の事例】

対象広告：新聞折込チラシ

対象物件：中古マンション（販売戸数19戸）

違反事実

- 1 「都心の一等地!! ホテルライクなデザイナーズマンション 全室当初価格の50%OFF」、「販売価格50%OFFの2,190万円～」、「販売価格／2,190万円～9,940万円」「当初価格の50%OFFになりました。」等と記載するとともに、19戸の「〇〇マンション販売状況」と題する価格表を掲載し、あたかも「当初価格」と称する過去に販売した実績のある価格を19戸すべてを半額にして販売するものであるかのように表示しているが、当該物件は、Y社（所有者）が平成19年7月に当該建物を建築した後、賃貸マンションとして取引していたものであって、過去に販売をした実績はなく、その当時、分譲を検討した際に設定した価格を「当初価格」と称しているものであって、実際には、当該表示は、過去に販売されたことがない価格を比較対照価格とする不当な二重価格表示に該当するものである。
- 2 「販売価格 50%OFFの2,190万円～」、「販売価格／2,190～9,940万円」と記載し、あたかも最低価格が2,190万円であるかのように表示する一方、「〇〇マンション 販売状況」と題する価格表において、2,190万円の住戸（102号室、103号室及び104号室の3戸）には、「売却済み」又は「売却予定」であるとする花の印が付されており、2,190万円の住戸は売却済みであるとみることができなくはないが、「売却予定」との記載があることから、あたかも2,190万円の住戸があるかのように表示しているものであるところ、実際には、2,190万円の住戸は

いずれも売却済みであって、実際の最低価格は2,670万円である。

※ I社の代表者は、当該マンションの建築費用等で当時33億円を要したものを今回総額16億円で分譲するため、このような表示を行ってしまった。勉強不足であった。」と述べている。

【J社の事例】

対象広告：新聞折込チラシ

対象物件：中古アパート一棟売り、中古マンション一棟売り

違反事実

1 中古アパート一棟売りについて

チラシ表面に「タウンハイツ〇〇 評価5,000万 推奨物件1 リフォーム完了 販売価格は裏面参照 140坪 年間約350万円収入」等と記載し、裏面に「推奨物件1 アパート 販売価額3,380万円」と記載することにより、あたかも「評価」と称して記載した価格（以下「評価額」という。）が市場価格であり、それよりも安い「販売価額」と称して記載した価格で販売するものであるかのように、評価額を比較対照価格とする二重価格表示をしているが、実際には、この評価額は市場価格ではなく、合理的根拠に基づき算出されたものでもないから、当該表示は販売価格を安くみせかけるための不当な二重価格表示である。

2 中古マンション一棟売りについて

「評価5億 販売価格は応相談 1,000坪 年間約4,500万円収入」等と記載し、あえて販売価格を記載しないことにより、あたかも評価額が市場価格であり、販売価格は相談に応じて評価額よりも安く販売するかのように表示しているが、実際には、この評価額は市場価格ではなく、合理的根拠に基

づき算出されたものでもないため、当該表示は顧客との販売価格の交渉を有利に導くために実際に販売しようとする価格よりも高い価格を設定した不当な価格表示である。

IV おとり広告の事例

表示規約では、①物件が存在しないため、実際には取引することができない物件、②物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件及び③物件は存在するが、実際には取引する意思がない物件の3形態に関する広告表示をしてはならない旨規定している（第21条）

次に記載の賃貸物件等の事例は、「おとり広告」3形態の①又は②に該当するものであるが、消費者に対して取引することができない物件を広告するなどの「おとり広告」は不当表示の中でも悪質なものである。

【K社の事例】

対象広告：インターネット不動産情報サイト（平成21年7月10日時点で掲載していた広告を対象とした。）

対象物件：賃貸物件

違反事実

1 中古賃貸アパート1について

「〇〇駅徒歩3分 賃料73,000円 専有面積22㎡ 完成年月1990年01月 取引態様仲介 入居可能日即可 情報掲載日2009年07月09日 次回更新予定日2009年07月24日」等と記載しているが、新規に情報登録を行った後（登録時期不明）、平成20年9月11日に契約済みとなったが、以降直前の更新日である「情報掲載日」（平成21年7月9日）まで更新を繰り返し、標記広告時点（平成21年7月10日）まで10か月間継続し

て広告していたもの。

2 中古賃貸アパート2について

「〇〇駅徒歩12分 賃料83,000円 専有面積28.15㎡ 完成年月2005年01月 取引態様仲介 入居可能日即可 情報掲載日2009年07月14日 次回更新予定日2009年07月29日」等と記載しているが、新規に情報登録を行った後（登録時期不明）、平成20年11月6日に契約済みとなったが、以降直前の更新日である「情報掲載日」（平成21年7月14日）まで更新を繰り返し、標記広告時点（平成21年7月10日）まで7か月間継続して広告していたもの。

※ 上記の2物件のほかに6物件を調査したが、いずれも上記2物件同様、契約済みのため、実際には取引できない「おとり広告」であった。

【L社の事例】

対象広告：インターネット不動産情報サイト（平成21年1月29日時点で掲載された広告を対象とした。）

対象物件：賃貸物件

違反事実

1 中古賃貸アパート1について

「〇〇駅徒歩18分 情報公開日2009年1月9日 次回更新予定日2009年2月2日 賃料4.3万円 管理費等4,000円 1K（18.35㎡） 敷金1ヶ月 礼金1ヶ月 築年月2002年2月 入居日相談 仲介」等と記載しているが、この物件は、平成19年9月10日に契約済みであって取引できないのに、その1年4か月後（平成21年1月9日）に情報登録を行い、以降広告時点（平成21年1月29日）まで継続して広告していたものである。

また、実際の賃料は月額66,000円であり、

敷金及び礼金の額はいずれも132,000円である。

2 中古賃貸アパートについて

「〇〇駅徒歩2分 情報公開日2009年1月9日 次回更新予定日2009年2月6日 賃料4.9万円 管理費等－ワンルーム（15.00㎡） 敷金1ヶ月 礼金1ヶ月 築年月2004年8月 入居日相談 仲介」等と記載しているが、この物件は、平成20年3月6日に契約済みであって取引できないのに、その10か月後（平成21年1月9日）に情報登録を行い、以降広告時点（平成21年1月29日）まで継続して広告していたものである。

また、実際の賃料は月額73,000円であり、実際の礼金額は146,000円である。

※ L社の代表者は、「会社を共に始めた者から、顧客からの反響を取るために、賃料等を意図的に安くして広告する等の手法を教えてもらい、実践していた。」と述べている。

【M社の事例】

対象広告：自社ホームページ

対象物件：賃貸物件

違反事実

「〇〇駅14分 賃料81,000円 管理費10,000円 礼金2ヶ月 敷金1ヶ月 1K マンション 専有面積23.22㎡ 築年1999 10階建て2階 即入居 仲介」、

「〇〇駅5分 賃料80,000円 管理費5,000円 礼金1ヶ月 敷金1ヶ月 1K マンション 専有面積26.42㎡ 築年2001 4階建て2階 空き予定2009/09下旬 仲介」等と記載した賃貸物件20物件について、当協議会は、広告掲載時点の翌日に元付情報図面等の関係資料の提出を求めたにもかかわらず、M社は、

これら20物件の関係資料を有しておらず、かつ、物件を特定することもできないため、これら20物件が存在するか否かにかかわらず、実際には取引することができないものである。

※ M社の代表者は、「物件の更新を行っておらず、各社員に物件入力を任せていたが、資料の保管もしていなかった。」と述べている。

【N社の事例】

対象広告：自社のホームページ（平成21年8月26日時点に掲載していた広告を対象とした。）

対象物件：新築分譲住宅

違反事実

1 新築分譲住宅1について

「分譲住宅12棟 3,780万円～4,680万円 ○○駅バス10分バス停より徒歩4分 土地73.00㎡～113.24㎡ 建物83.43㎡～98.00㎡ 完成予定 平成21年6月 売主」等と記載しているが、販売戸数12戸のうち11戸は、新規に情報登録（登録時期不明）した後の平成21年3月27日から7月27日に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、表示の修正をすることなく、以降広告時点（平成21年8月26日）まで継続して広告していたものである。

また、「販売価格3,780万円～4,680万円」と記載しているが、実際には、広告時点において取引できた住戸は、4,280万円の住戸（土地面積99.81㎡、建物面積85.05㎡）1戸のみである。

2 新築分譲住宅2について

「分譲住宅9棟 3,080万円～3,280万円 ○○駅徒歩17分 土地117.26㎡～126.76㎡ 建物89.10㎡～95.58㎡ 完成予定 2009年

7月 売主」等と記載しているが、販売戸数9戸のうち8戸は、新規に情報登録（登録時期不明）した後の平成21年4月21日から6月28日に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、表示の修正をすることなく、以降広告時点（平成21年8月26日）まで継続して広告していたものである。

また、「販売価格3,080万円～3,280万円」と記載しているが、実際には、広告時点において取引できた住戸は、3,280万円の住戸（土地面積118.12㎡、建物面積90.72㎡）1戸のみである。

※ 上記2物件のほかに8物件を調査したが、いずれも上記2物件と同様、契約済みのため、実際には取引できない「おとり広告」であった。

【O社の事例】

対象広告：新聞折込チラシ

対象物件：新築分譲マンション

違反事実

広告裏面上部に4つの住戸タイプ別の間取図を大きく掲載するとともに、タイプ別に例えば「B type 3LDK 住戸専有面積70.21㎡ 2,790万円～」等と、それぞれの住戸タイプの最低価格を記載し、あたかも当該最低価格で取引できる住戸が存在するかのように表示しているが、実際には、これら最低価格の住戸は広告日の1年1か月以上前から11か月以上前に契約済みであり、取引することができないものである。

なお、上記表示の下段に物件概要欄を掲載し、販売戸数、最低価格、最高価格及び最多価格帯等を実際に販売するものと相違ないものを記載しているが、上記の4タイプ別に表示された最低価格で取引できる住戸があるとの誤認が排除されるものではない。

【P社の事例】

対象広告：インターネット不動産情報サイト（平成21年1月15日時点で掲載していた広告を対象とした。）

対象物件：賃貸物件

違反事実

「マンション ○○駅7分 専有面積21㎡ 築年月1984/01 賃料7.2万円 管理費－ 敷金1ヶ月 礼金1ヶ月 3階／4階建て 引渡即時 取引態様 一般媒介 情報登録日2008/12/20 情報有効期限2008/01/21」、

「アパート ○○駅5分 専有面積16.5㎡ 築年月1973/08 賃料6.7万円 管理費1,000円 敷金2ヶ月 礼金2ヶ月 3階／2階建て 引渡即時 一般媒介 情報登録日2008/12/15 情報有効期限2008/01/21」等と記載した2物件を含む9物件を調査したところ、これらはいずれも存在はするものの、空室となる予定がないことを承知しながら情報登録したものであって、実際には、取引の対象とはなり得ないものである。

※ P社の代表者は、「開業したものの、顧客からの反響や来店もないため、反響がありそうな物件を選び、空室となる予定もないのに掲載してしまった。」と述べている。

【Q社の事例】

対象広告：インターネット不動産情報サイト（平成21年3月5日時点で掲載していた広告を対象とした。）

対象物件：賃貸物件

違反事実

1 中古賃貸マンション1について

「○○駅徒歩9分 賃料77,000円 共益費8,000円 礼金150,000円 敷金（保証金）150,000円 専有面積20.5㎡ 3階／13階建 完成年月2000年07月 マンション 仲介

入居可能日 即可 情報掲載日2009年03月05日 次回更新予定2009年03月20日」等と記載しているが、実際には、賃料は97,000円、礼金・敷金の額は194,000円であり、また、実際の所在階は4階であって、表示の条件で取引することができないものである。

2 中古賃貸マンション2について

「○○駅徒歩8分 賃料68,000円 共益費5,000円 礼金136,000円 敷金（保証金）136,000円 専有面積26㎡ 完成年月2003年06月 マンション 仲介 入居可能日 即可 情報掲載日2009年03月04日 次回更新予定2009年03月19日」等と記載しているが、実際には、賃料は88,000円、礼金の額は176,000円であって、表示の条件で取引することができないものである。

※ Q社は、上記2物件のほかに6物件についても同様の違反を行っていた。

※ Q社の代表者は、「入力システムの研修として、新入社員に早打ちをさせていたものが公開されてしまった。」と述べている。

【R社の事例】

対象広告：インターネット不動産情報サイト（平成21年2月12日時点で掲載していた広告を対象とした。）

対象物件：賃貸物件

違反事実

「○○駅徒歩10分 賃料58,000円 共益費1,000円 礼金0円 敷金58,000円 専有面積21.23㎡ 居住階数2階／2階建 完成年月2002年01月 コーポ 代理 入居可能日 即可 情報掲載日2009年02月04日 次回更新予定2009年02月19日」、

「○○駅徒歩6分 賃料59,000円 共益費無し 礼金59,000円 敷金59,000円 専有面積

23.48㎡ 居住階数3階／3階建 完成年月
1998年05月 マンション 代理 入居可能日
即可 情報掲載日2009年02月04日 次回更新
予定2009年02月19日」等と記載した2物件を
含む10物件を調査したところ、いずれも実際
には存在しない架空の物件であって、取引で
きないものである。

※ 代表者は、「新入社員研修として、不動
産情報サイトへのデータ入力の方法等につ
いて教育するために、架空の物件情報を入
力させたものが、誤って公開されてしまっ
た。」と述べている。

『インターネット広告の違反について』

インターネット広告による規約違反が増加
傾向にある。今年度も、嚴重警告以上の措置
を講じた件数56件のうち、インターネット広
告によるものが40件（71.4%）と昨年度と同
様70%以上（昨年度：67件のうち47件・
70.1%）を占めた。

違反内容の大半は「おとり広告」であり、
「IV おとり広告の事例」で紹介したように、
物件を登録した後に契約済みとなったのに削
除せず継続して掲載していたもの及び既に契
約済みとなっているものを新規に登録したも
の（前記「おとり広告」の3形態の②に該当）、
実際には存在しない架空物件を掲載していた
ものや、広告日の翌日に掲載物件の関係資料
の請求を行ったのに、資料を有しておらず、
物件を特定できないため取引できないもの
（前記「おとり広告」の3形態の①に該当）
もあった。

また、最近では、相場に照らして安い価格
や賃料を記載し、顧客からの問い合わせも相
当な数があるにもかかわらず、成約に至らず、
長期間掲載しているものが見受けられる。こ
れらには、実際には取引する意思のない前記

「おとり広告」の3形態の③に該当する物件
の広告表示が含まれていると考えている。

当協議会は、このような取引する意思のな
い「おとり広告」についても監視を強化する
こととし、当協議会の加盟業者が規約を遵守
した広告表示を心がけるよう会員団体に対し
周知を依頼している。

また、不動産情報サイト運営会社に対して
も、不動産業者が規約に違反する広告表示を
是正するよう指導いただき、必要に応じて、
規約に違反する疑いのある広告表示の具体的
な情報を当協議会に提供するよう依頼してい
る。